

# 河合町議会会議録

令和4年 3月7日 開会

河合町議会

## 令和4年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 2 号 （3月7日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○議会事務局出席者	3
○開議の宣告	4
○町長の挨拶	4
○付議事件の一括提案理由の説明	13
○議案第20号の質疑、討論、採決	26
○承認第1号の質疑、討論、採決	27
○承認第2号の質疑、討論、採決	28
○承認第3号の質疑、討論、採決	33
○承認第4号の質疑、討論、採決	35
○議案第1号から議案第3号、議案第12号から議案第19号、議案第21号から 議案第23号の委員会付託	42
○議案第4号から議案第11号の委員会付託	42
○散会の宣告	43
○署名議員	45

令和 4 年 3 月 7 日（月曜日）

（第 2 号）

## 令和4年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和4年3月7日(月)午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第 20号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 6 議案第 1号 令和3年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 7 議案第 2号 令和3年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 3号 令和3年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 12号 河合町森林環境基金条例の制定について
- 日程第 10 議案第 13号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 14号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 16号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 17号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 18号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 19号 河合町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 21号 奈良県広域消防組合規約の変更について
- 日程第 18 議案第 22号 河合町道路線の認定について
- 日程第 19 議案第 23号 河合町道路線の認定について

- 日程第20 議案第 4号 令和4年度河合町一般会計予算について（別冊）
- 日程第21 議案第 5号 令和4年度河合町国民健康保険特別会計予算について（別冊）
- 日程第22 議案第 6号 令和4年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について  
（別冊）
- 日程第23 議案第 7号 令和4年度河合町下水道事業特別会計予算について（別冊）
- 日程第24 議案第 8号 令和4年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算につい  
て
- 日程第25 議案第 9号 令和4年度河合町介護保険特別会計予算について（別冊）
- 日程第26 議案第10号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について（別  
冊）
- 日程第27 議案第11号 令和4年度河合町水道事業会計予算について（別冊）
- 

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27まで議事日程と同じ

---

#### 出席議員（13名）

1番	森 光 祐 介	2番	常 盤 繁 範
3番	梅 野 美智代	4番	佐 藤 利 治
5番	中 山 義 英	6番	坂 本 博 道
7番	長谷川 伸 一	8番	杵 本 光 清
9番	大 西 孝 幸	10番	馬 場 千恵子
11番	岡 田 康 則	12番	西 村 潔
13番	谷 本 昌 弘		

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清 原 和 人	副 町 長	田 中 敏 彦
教 育 長	清 原 正 泰	参 事	横 山 泰 典
企 画 部 長	森 嶋 雅 也	総 務 部 長	上 村 卓 也

総務部長	浮島龍幸	環境部長	石田英毅
まちづくり 推進部長	福辻照弘	教育委員会 参事	山本剛
総務部次長	小野雄一郎	福祉部次長	小山寿子
広報広聴課長	桐原麻以子	安心安全 推進課長	川村大輔
財政課長	新井俊洋	福祉政策課長	浦達三

---

#### 会議に従事した事務局職員

局長心得	高根亜紀	主事	平井貴之
------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（梅野美智代） おはようございます。

先日は、同居する家族の急な発熱により自宅待機することとなり、議会が延会となったことを深くお詫び申し上げます。

なお、PCR検査の結果、家族の陰性が確認されましたので、本日より出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和4年第1回定例会を再開いたします。

今定例会においても飛沫感染防止のため、質疑、答弁、討論の際は着席での対応をお願いいたします。

---

◎開議の宣告

○議長（梅野美智代） これより本日の会議を開きます。

---

◎町長の挨拶

○議長（梅野美智代） 町長、招集の挨拶及び令和4年度施政方針についてを登壇の上、願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） 改めましておはようございます。

本日ここに、令和4年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわりませぬご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましてご報告いたします。

1回目及び2回目の接種における河合町の接種率は、65歳以上の方で96.3%、全体でも85.2%と近隣と比べても高い比率となっています。追加接種につきましても、先月から開始しておりますが、町内の医療機関において個別接種にご協力いただけたことから、4月には追加接種はおおむね終了する予定となっています。

オミクロン株による第6波は、これまでにない感染拡大が継続しています。基本的な感染対策の徹底とワクチンによる感染予防で、安全で安心な日常生活を1日も早く取り戻せるよう職員一同ワクチン接種業務に従事しています。引き続き住民の皆様のご協力をお願いいたします。

令和4年度予算案におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、国の令和3年度補正予算による臨時交付金等を活用した各種施策を計上させていただいております。

さて、昨年12月1日に河合町は町制施行50周年を迎え、皆様と共に祝うことができました。改めて先人のご協力、ご功績に感謝するとともに、これからの河合町を住民の皆様と創り上げていくという決意を新たにいたしました。

また、成人式では、若者に向け、未来に夢を託せるまちづくりを進めることを約束いたしました。

そのような状況の中、令和3年度から「河合愛A I 構想」に基づき、ファシリティマネジメント、子育て・子育て環境の充実、教育のまちづくりを中心に各種事業に取り組んでまいりました。その結果、限られた財源の中で町民の皆様の生命と財産を守り、また町民サービスを維持するという課題に一定の成果を示したと自負しております。

迎える令和4年度は、私に与えられました1期4年の最終年です。いわば集大成の年となります。その決意の表現として、愛のある改革、河合改革というスローガンを掲げました。改革という言葉にはマイナスのイメージを抱かれるかもしれませんが、これまでの河合町の歴史、先人の取組を礎にし、さらなる飛躍につながるという思いを込め、愛のある改革といたしました。その考えに早速賛同してくださる民間企業が現れたのはうれしい限りでございます。

50周年記念事業にご協力いただいた多くの企業様、ニッセイ聖隷健康福祉財団様、Z O Z O創業者の前澤勇作様、そして住民の皆様、一番の懸案事項である旧イオン西大和跡地の所有企業様、各企業がそれぞれの特色を生かした形でご協力をいただきました。中でも奈良ニッセイエデンの園の入所者には、社会の中樞を担われた方々がたくさんいらっしゃいます。



今後におきましてもそんな入所者の方々と町民の交流を図りたいと考えています。

また、旧イオン跡地の活用につきましては、早くも住民の皆様の利便性向上につながる商業施設の具体的な計画が示されました。町としても最大の協力を約束し、1日も早い開業を支援する意向を伝えたところです。

前置きが長くなりましたが、今議会には今申し上げました私の理念を基に令和4年度の当初予算案及び関連議案を提出しました。新年度における町政の展望と先ほど来述べてまいりました私の基本理念に基づく方針及び施策の一端をご説明させていただきます。

それでは、予算の全体像についてご説明申し上げます。

本町の財政状況は、住民の高齢化や人口減少の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動の減退により町税の増収が見込めない状況にあり、歳出では社会保障関連経費や公共施設、社会インフラの老朽化対策などの増加が見込まれるなど厳しい状況にあります。

このような状況の中、令和4年度予算につきましては、財政の健全化を進めるとともに、福祉や教育など一定の行政サービス水準を維持しながら、地域住民の安心安全を守る対策や持続可能なまちづくりを構築するための「河合愛A I 構想」による町の将来につながる施策を着実に進めるため、限られた財源の中でも「やれることからやっていく」の観点を基本として予算編成を行いました。

平成29年度に策定した健全化計画に基づき、職員に負担を強いて5年間継続的に実施してきた職員の給与削減につきましては、厳しいながらも健全化への一定の筋道をつけることができたため、廃止することとしました。

なお、特別職につきましては、引き続き削減を継続する予定をしており、今議会に条例改正案を提出しております。

さて、令和4年度一般会計当初予算の総額は67億円で、前年度に比べて2億1,800万円、3.4%の増額となっています。

歳入面では、町ではコロナ禍の影響で約1,200万円、0.6%の減収になるものの、地方財政対策による地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質の地方交付税総額は3,700万円、1.5%の増額、町税や地方交付税交付金などの主要一般財源総額では約49億4,000万円で、前年度に比べて約5,500万円、1.1%の増額と見込んでいます。

一方、歳出面では、可燃ごみ処理の広域化に係る一部事務組合負担金及び自治体DX推進に係る経費が増加するなどまだまだ柔軟な町政運営を行うまでにはいきませんが、幾つかの新

たな事業を含めて提案させていただくことができました。

詳細については、後ほど説明いたしますが、旧第三小学校利活用事業、ため池改修計画策定事業、平成緊急内水対策事業、安心安全強化のための消防力の向上、小学校の35人学級、町内の奈良ニッセイエデンの園入所者の方々との交流促進、パートナーフェローの輪を広げるための諸施策、文化・観光・情報発進の強化、またここ数年来問題になっております町内外に誇れる河合町の顔とも言える庁舎手入れについても整備を行います。

さて、先ほど来述べておりますとおり、私は河合町を愛あふれる町にしたいと考えています。そこで、事業実施サイクルを提唱した「河合愛A I 構想」において、5つの愛のある目標を掲げさせていただきました。「暮らし愛」「支え愛」「学び愛」「話し愛」「関わり愛」の5つの目標であります。

そこで、令和4年度の主要な取組についてその5つの目標の視点に取りまとめ、ご説明申し上げます。

まず、「暮らし愛」についてです。

河合愛A I 構想の最重点施策であるファシリティマネジメント（公共施設再編）の推進として、旧第三小学校の利活用に関して現在基本検討を終え、改修に向けた基本実施設計に取り組んでいます。中央公民館や町立体育館につきましては、老朽化している上、耐震未対応であることから、利用者の方々には不安とご不便をおかけしており、新たな施設で安心して快適にご利用いただけるよう、現在利活用への取組を切れ目なく進めているところです。まず、避難所機能を有する体育館を優先的に整備し、早期に利用いただくことを目標としており、その後校舎跡の改修に着手するなど段階的に施設の整備を図っていきます。

多世代の町民が利用できる環境を構築し、皆様に生きがいや安らぎ、魅力を感じていただき、また、起こり得る災害に備え、日々安心して生活していただける施設整備を1日も早く実現していきます。

安心と安全に対する対策の充実も町の魅力を形成する重要な課題として位置づけられております。その担い手として、消防団の活動は欠かすことができません。

かねてより課題となっております消防力の向上を目的とした河合町消防団再編につきましては、消防団再編検討委員会の審議を経た条例改正案を今議会に提出させていただいております。

防災キャンプにつきましては、昨年指導員養成講座が完了し、いざ本番となった矢先にコロナが理由で中止せざるを得ませんでした。しかし、指導員の皆様の熱意は衰えていないと

聞いています。今年度はぜひ実現させたいと思っております。

一方、防災行政無線聞き直し電話のフリーダイヤル化を進め、住民負担の軽減を図ります。さらには、いまだ後を絶たない振り込め詐欺防止対策として防犯電話購入助成事業を実施いたします。

不毛田川流域の内水対策につきましては、住民の生命と財産を守る上で必要不可欠な事業であります。早期実現に向け取り組んでいるところです。奈良県による予備設計の結果報告を受け、事業効果や不毛田川の河川改修工事に関して平成緊急内水対策事業予算を計上させていただきますが、最終的な協議を行っているところでございます。

今後は事業概要や効果について地元大字に説明させていただき、用地測量、候補地の鑑定など段階的に事業を進めていきます。

また、道路・橋梁・ため池などのインフラメンテナンス（長寿命化、耐震化）につきましては、引き続き予防保全の観点から、点検・維持・修繕などに努めていきます。

地籍調査事業につきましては、近年多発する自然災害は、未曾有の被害をもたらし、復興に多くの時間を要します。その一因が地籍調査の未実施とされています。住民の財産を保護するため、未実施地区の調査を令和4年度から事業の再開に向けて取り組んでいきます。

奈良県広域水道企業団圏域水道一体化構想は、令和3年1月25日に水道事業等の統合に関する覚書が奈良県及び県下自治体29団体により締結されました。その後令和3年8月2日に奈良県広域水道企業団設立準備協議会が設立され、令和7年度の広域水道企業団設立に向けて協議を進めています。また、当町におきましても上水道整備事業、配水池関連施設築造工事を西穴闇地区及び中山台地区で実施してまいります。

また、下水道事業につきましては、公共下水道既存管耐震化工事を引き続き実施し、公共下水道施設の耐震減災対策を進めてまいります。

以上のような取組を経て、災害緊急時においてもライフラインである上下水道の安定供給ができるよう取り組んでいきます。

池部駅を玄関口とする馬見丘陵公園は、町の大きな資産です。四季折々の花々やイベントは、その価値を高め、来場者を誘引します。4月の馬見フラワーフェスタに合わせ、町内の観光サポート及び地域の魅力を発進してまいります。今後も奈良県と連携してさらなる来場者の誘致に取り組めます。

また、町内公園施設における定期点検と今後進展が想定される老朽化に対する施設の安全対策強化とライフサイクルコストの削減、修繕、更新等に係るコストの平準化を図るため、

公園施設長寿命化計画を策定して施設整備を進めていきます。

ごみ処理につきましては、焼却施設の維持保全に努め、また山辺・県北西部広域環境衛生組合のごみ処理施設の令和7年の本稼働に向けて中継施設の整備と併せて取り組んでいきます。

近年、全国的に問題となっている空き家対策につきましては、安全で安心なまちづくりの推進に向け、増加傾向にある空き家等に対して令和3年12月15日に創設いたしました河合町空き家等対策の推進に関する条例に基づき、管理されずに放置されている管理不全空き家等の所有者等に対して、適切に対応していきます。

また、本町の実情に応じた空き家等の適正管理及び利活用の促進のための河合町空き家等対策計画の策定を行い、空き家等の有効活用を図り、移住定住促進を目標に掲げ、空き家解体補助金交付事業をはじめ各種対策を検討して総合的な空き家対策に取り組んでまいります。

次に、「支え愛」についてです。

令和2年度より幼児教育及び保育の無償化が始まり、そして自然豊かな環境の中で教育・保育を行うことができ、豊かな心と生きる力の基礎を育むかがやきの森こども園も開園から2年が経過しました。入園希望者が後を絶たない状態で、大変喜ばしいことだと思っています。令和2年度の開園当初は、186名でスタートし、3月には197名、令和3年度は183名でスタートし195名、そして令和4年度では194名でスタートする予定となっております。かがやきの森こども園では、これまで使用後のおむつを保護者にお持ち帰りいただいていたのですが、令和4年度からはおむつの処分をこども園で行うことで、保護者支援と保育教諭の負担軽減を図るなど子ども・子育て支援体制の整備及び幼児教育のさらなる充実に向けて全力で取り組んでいきます。

学童保育所につきましては、保護者が放課後家庭にいない児童への豊かで安心安全な時間の保障のため重要な場であると考えます。さらなる保育の充実を図るための放課後児童支援員等への専門的な研修の実施や安全の確保と感染症対策のためにクラスの増室を目指し、体制を強化します。

子育て世代包括支援センターにつきましては、保育教諭などからなる専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応しています。コロナ対策を踏まえ、令和2年度から始めましたコロナ感染予防と育児へのお祝い品として、出生児全戸に訪問配布しているすこやか育児サポート事業は、大変好評を得ており、今後も継続していきます。さらに令和4年度からは地域とのつながりのきっかけになる傾聴ボランティア事業を始める予定です。

次に、荒廃農地活用事業「たんぼの楽耕」につきましては、町外からの参加者もあり、また家族連れ、女性の参加者も増えています。子供には自然の中で野菜づくりを通じて食育、女性には畑で井戸端会議をコンセプトに河合町に住んでみたい、住み続けたいを目標に掲げ、また新規就農に導く事業を展開とともに、河合町への愛着を醸成していきます。

河合町内で収穫した野菜などを直売する「産直市」は、コロナ禍で2年開催が中止となっています。町のにぎわい活性化を目指して、感染対策を徹底してどうしたらできるかを模索しながら実施していきます。

「産直市」は5,000人を超える人が集う河合町オリジナルの一大イベントであります。町内で栽培された安心安全新鮮な農産物と和歌山県すさみ町の花産物販売をメインとして始まり、子供向けイベントを充実させ、地元活性化策として商工会、福祉団体等とのコラボレーションによる春と秋の「産直市」を通じて、今後町の魅力発進「河合に住んでよかった 河合に住みたい」をテーマに、子供からお年寄りまで世代を超え楽しんでいただける地域間交流、河合のにぎわい活性化を図っていきます。

また、特産品として地元生産者と連携して大和の黒豆“KAWAI BLACK”の開発促進に取り組み、加工品開発、地産地消の根幹を担う学校給食への提供、ふるさと納税の返礼品への活用も視野に入れ、進めていきます。

町内循環ワゴン「すな丸号」につきましては、これまでいただいたご意見を参考に検討を重ね、令和4年度には巡回ルートや発着の拠点となる施設の見直しなどを含め、より安心して快適にご利用いただけるよう努めていきます。

次に、「学び愛」についてです。

政府は、公立小学校の学級編成を5か年で全学年35人学級を段階的に進めています。本庁では少人数によるきめ細やかな指導体制とICT等の活用による新たな学びの場をいち早く整えるため、政府決定に先駆けて町独自の政策として、35人学級に移行しました。令和4年度は、公務支援システムやウイルス等の脅威に対する総合的なセキュリティ対策を施す装置であるUTMの購入とさらなるICT機器の整備を行うとともに、1人1台端末の有効活用のため、ICT支援員を学校へ派遣することで児童生徒や教職員に対する操作支援や効果的な授業実践に向けた提案、授業進行のサポート等を継続的に行い、思考を遮らない程度のタッピング速度の習得やプログラミング教育の充実を図っていきます。

小中連携教育につきましては、小中9年間を見据えた子供たちの育ちのため、教職員の合同研修や研究体制の充実、小中学校の各種イベントの合同開催など保護者や地域の方々も一

体となって推し進めていきたいと考えております。

子供たちの語学力の向上を目的に実施している体験型プログラムであるイングリッシュプログラムを引き続き実施することとし、また新たにALTの増員や小学校6年生から中学校3年生を対象にオンライン英語レッスン等を行います。

放課後の学習支援として、子供らの学習習慣を育成するために第一小学校と第二小学校に設置した「すな丸未来塾」を継続し、大学生や元教員などの支援員の協力を得て、引き続き学習支援を行います。自ら学ぶ習慣が身につくことで学力の向上はもちろんのこと、様々な問題の解決について自ら考えることや生涯にわたって学び続ける姿勢の醸成に結びつくと考えております。

このような姿勢の醸成をさらに支援するため、人生百年時代を見据えた生涯学習の取組として、町民大学の充実に取り組んでいきます。自ら学ぶきっかけとなる短期講座を増やし、公民館活動の多様化につなげていきます。

なお、これらの実施に関しましては、昨年12月1日に結んだニッセイ聖隷健康福祉財団との連携協定に基づき、高い見識を持ち、ボランティア精神旺盛な入所者の方々にも参画いただきたいと考えております。

河合町には大塚山古墳、ナガレ山古墳、廣瀬神社など多くの文化財があります。令和3年度に始めました「御墳印帖」プロジェクトは、テレビ、雑誌などにも幾度も取り上げられ、注目を集めています。この取組は一過性のものにならないよう史跡の草刈り等に係る経費を多く計上する中で、維持管理にも取り組んでいきます。この取組には、公民館での講座受講生やクラブ活動に参加する方々もかかわっています。引き続きシルバー世代の人材の活用を図っていきます。

また、河合町史が刊行された昭和56年頃にはまだ知られていませんでしたが、その後旧石器時代、縄文時代の遺跡、奈良時代の長屋王ゆかりの瓦窯跡や中世の館跡も見つかり、河合町は1万5000年以上前から続く歴史のある地であることが明らかになってきました。そのような成果を後ほど紹介いたしますが、御墳印帖イラストかるた等と連携し、分かりやすいまとめた冊子を刊行します。

学校図書館及び町立図書館につきましては、昨年度わずかではありますが、充実された図書購入費を維持するとともに、各学校における1人1台のタブレット端末を活用した電子図書のアカウントを児童生徒全員が持つことでより多くの図書を読むことができ、これまで以上に児童生徒の学びを支援できる特色のある学校図書館を目指していきます。

町民プールの休止に代わる施策として、第二浄化センター県営プールの入場料の半額を補助するための経費を引き続き計上しました。

また、町民体育大会に代わるものとして、町内各所各団体等が実施しているスポーツイベントを総合的にまとめるなど新たなスポーツイベントとして再構築し、町民に健康増進やスポーツの楽しさを体験していただける行事とします。

次に、「話し愛」と「関わり愛」についてです。

皆様のご意見を伺い、町行政に生かすことを目的とした広聴機能につきましては、令和3年度ではコロナ禍の状況を見ながら小規模のタウンミーティングを実施したいと考えておりましたが、オミクロン株の拡大で断念せざるを得ませんでした。しかし、喫緊の課題である旧第三小学校利活用につきましては、基本設計の段階に入っていましたので、全町民に向けてパブリックコメントを求めるとともに、住環境に大きな影響があると思われる旧第三小学校校区の高塚台、高塚台2丁目、久美ヶ丘、彩りの杜の4自治会につきましては、ご意見などをお聞きする場を設けたところです。今後の実施に際し、ぜひ参考にさせていただきます。

文化や観光分野を総合的に発進する施策として、河合町史跡&古墳巡り「御墳印帖」プロジェクト！を実施します。コロナ禍でもマイペースに史跡を散歩し、健康増進しながら河合町に親しめる取組です。町内に向けては、「話し愛」「関わり愛」を通じて郷土愛を醸成することに寄与できたと自負しています。県内テレビ局だけではなく、近畿全エリアへの放送や九州地方の放送局からの放映の連絡等をいただき、首都圏をはじめ全国から河合町の史跡を巡りに来ていただきました。今年度もこの事業を継続し、北葛を視野に入れた取組として、この地域のよさ、文化財や史跡のすばらしさをさらに広く発信していきます。

また、この「御墳印帖」プロジェクトに欠かせなかったのは、河合パートナーフェローです。令和2年度から豆山の郷でフェローカフェを開くなどのモデル事業も始めてきました。河合町内に潜在する様々な知識・見識・才能を有した方々にご協力いただき、実現できた事業でもあります。河合町にとってとても大切な宝物であると同時に、人的資源ともいえる方々を河合パートナーフェローを大切な仲間として、町民が主役のまちづくりに欠かせない皆様と共に河合町の魅力を多種多様に表現し、多方面に広げることを目標にその輪を広げていきます。

河合町の魅力発進の新たな取組の一つとして、来年度オリジナルかるたを製作します。河合町河合出身のイラストレーター、中田弘司さん手書きのイラストで、これもパートナーフェローとともに、河合町史や町内の魅力ある事柄を50の短文にまとめ、毎月の広報かわいで

紹介していきます。温かいイラストのかるたを幼少期から目で見ても身近な大人の声で耳に入れ、口ずさむことで自然とこの町のことを知っていくきっかけになっていくことを期待しています。

情報発信の強化としては、役場職員全員が役場の顔であるという広報マインドの育成に取り組めます。毎月の広報紙でお知らせしている内容を役場の全職員がしっかりと認識し、情報を共有し、役場の人は誰でも応えられるというあるべき姿に近づけたいと考えております。

ふるさとの日夏冬事業につきましては、昨年コロナ禍ではありましたが、官民連携で工夫を凝らし、各種イベントを開催しました。夜空を彩る打ち上げ花火、50周年記念の動画などで町内外の方にふるさと河合を再認識していただけたと思っています。

令和4年度におきましても、コロナ禍ではありますが、50周年プラスワンと銘打ち、内容に工夫を凝らし、また感染症予防対策を徹底した上で開催したいと考えています。少しでも明るい話題を提供し、閉塞感を払拭したいと考えております。

(仮称)河合町まちづくり基本条例につきましては、昨年度より検討審議会、ワークショップの開催など本格的に審議がなされ、令和4年度におきましても町民の皆様をはじめ議会議員の皆様や専門家の意見をお聞きしながら、条例策定に向けた検討を進めていきます。

自治体DXが本格稼働し、来年度は本町におきましても自治体DX推進計画を策定いたします。誰もがデジタル化の恩恵を享受できるようにすることが求められますが、本町ではその役割を担っていただける大字自治会に対して、河合愛AI補助金メニューとしてデジタル支援を追加しました。

以上で新年度の施政方針及び施策の概要を申し上げます。

令和3年度に町制施行50周年という節目の年を経て、令和4年度は河合町の明るい未来を築く新たな年にしたいと考えております。議員各位並びに町民の皆様には、予算案及び関連条例のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

---

#### ◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（梅野美智代） それでは、理事者の方より、議案第1号より第23号までの23議案、承認第1号より第4号までの4承認について、提案理由の説明を登壇の上、願います。



○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（梅野美智代） 副町長。

（副町長 田中敏彦 登壇）

○副町長（田中敏彦） 改めましておはようございます。

ちょっと引き続き長くなりますが、しばらくおつき合いをお願いをしたいと思います。

それでは、令和4年3月定例議会に上程をさせていただきました議案第1号から議案第23号まで23議案、承認第1号から承認第4号までの4承認、合計27案件につきまして、順次ご説明をさせていただきます。

まず、議案第1号 令和3年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,508万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を79億3,002万8,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、3ページをお願いいたします。

合計7事業で、7,248万7,000円を計上しております。

第3条、地方債の補正につきましては、4ページをお願いいたします。

2事業の借入限度額を表のとおり定めまして、起債の限度額を合計6億3,041万円とするものでございます。

それでは、歳出から順にご説明をいたします。14ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目5企画費では、コロナ禍による防災キャンプ中止に伴いまして、123万3,000円減額するものでございます。

以下、コロナ禍による中止や縮小につきましては、中止、縮小と省略させて表現をさせていただきますので、ご了承お願いいたします。

次に、目12財政調整基金費におきましては、歳入歳出総額を同額にするため、財源調整といたしまして8,212万5,000円増額するものでございます。

同じく目26地方創生事業費では、「河合ふるさとの日」事業の縮小に伴いまして、175万円の減額でございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード所有者における転入転出手続のワンストップ化に係る住民基本台帳システム改修費といたしまして、358万円増額するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費では、追悼式縮小に伴いまして、負担金を48万9,000円減額、また支出見込額確定に伴い、介護特会繰出金を合計376万8,000円増額するものでございます。

同じく目2 人権施策費では、差別をなくす町民集会縮小に伴いまして、22万円の減額でございます。

同じく目5 老人福祉費では、支出見込額確定に伴いまして、老人ホーム入所者事業費を300万円減額するものでございます。

同じく目11 障害福祉費では、自立支援医療給付費、地域生活支援事業費、介護給付費における国・県支出金精算に伴う返還金としまして合計1,035万8,000円の増額及び支出見込額確定に伴います介護給付費を1,500万円増額するものでございます。

18ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費、目2 児童福祉施設費では、支出見込額確定に伴いまして、保育所児童保護費、長時間保育事業費及び子育てのための施設等利用給付費を合計2,555万2,000円減額、コロナ感染拡大防止に係る保育士等处遇改善臨時特例事業補助金を62万3,000円増額するものでございます。

同じく目3 児童措置費では、支出見込額の確定に伴いまして、児童手当給付費を合計1,160万円減額するものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費では、新型コロナウイルスワクチン追加接種の前倒し等に伴う不足分の調整として、合計920万3,000円増額するものでございます。

22ページをお願いいたします。

項2 清掃費、目1 清掃総務費では、支出見込額確定に伴いまして、資源選別センター経費を267万円減額。

同じく目2 塵芥処理費では、支出見込額確定に伴い、塵芥処理経費及び清掃工場整備費を合計3,565万5,000円減額するものでございます。

同じく目3 し尿処理費では、葛城清掃事務組合分担金の確定によりまして29万1,000円減額するものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

款6 農林商工費、項1 農業費、目2 農地費では、国庫補助事業追加交付に伴いまして、ため池改修計画策定費を916万1,000円増額。

項2 商工費、目1 商工振興費では、産直市中止に伴いまして、200万円の減額。

款7、土木費、項4 都市計画費、目1 都市計画総務費では、国庫補助事業追加交付に伴いまして、大規模盛土造成第2次スクリーニング計画策定費を196万2,000円増額するものでございます。

続きまして26ページをお願いいたします。

同じく目3 公共下水道費では、令和3年度下水道事業特別会計の決算見通しに伴いまして繰出金を1,031万5,000円の増額。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費では、支出見込額確定に伴いまして、子育てのための施設等利用給付費を370万円減額するものでございます。

項5 社会教育費、目1 社会教育総務費では、河合通学合宿中止及び寺子屋教室縮小に伴いまして合計98万7,000円減額するものでございます。

28ページをお願いいたします。

同じく目3 文化財保護費では、砂かけ祭り関連イベント縮小に伴いまして51万8,000円の減額。

同じく目7、文化会館運営費では、自主事業等の縮小に伴いまして17万3,000円の減額。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費では、県営プールの休止及びスポーツ大会中止に伴いまして117万4,000円を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。8ページにお戻りをいただきます。

款11 地方交付税、項1 地方交付税では1億2,988万7,000円の増額。

款15 国庫支出金、項1 国庫負担金で480万8,000円の増額。

同じく項2 国庫補助金で1,327万5,000円の増額。

10ページをお願いいたします。

款16 県支出金、項1 県負担金で215万円の増額。

同じく項2 県補助金で250万1,000円の減額。

款21 諸収入、項1 雑入で251万6,000円の増額。

款22 町債、項1 町債で9,505万2,000円の減額となっております。

以上、歳入歳出5,508万3,000円の増額補正となっております。

続きまして、議案第2号 令和3年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ7,380万

3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を6億8,880万3,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、3ページをお願いいたします。

合計2事業で8,518万円を計上しております。

第3条、地方債の補正につきましては、4ページをお願いいたします。

2事業の借入限度額を表のとおり定めまして、起債の限度額を合計1億5,180万円とするものでございます。

それでは、歳出から順にご説明をいたします。10ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、消費税納付税額の支出見通しによりまして185万5,000円減額するものでございます。

款2公共下水道事業、項1公共下水道事業費、目1下水道維持費では、支出見通し額確定によりまして、流域下水道維持管理費負担金を511万6,000円減額する。

同じく目6下水道長寿命化計画事業費では、国の補正予算に伴う事業の前倒しとしまして、8,260万円の増額。

款3流域下水道事業費、項1流域下水道事業費、目1流域下水道事業費では、大和川上流流域下水道事業市町村負担金の額確定に伴いまして143万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

款4公債費、項1公債費、目2利子では、支出見込額確定によりまして利子償還額を38万5,000円減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。8ページをお開きください。

款1使用料及び手数料、項1使用料で1,371万2,000円の減額。

款2国庫支出金、項1国庫補助金で2,900万円の増額。

款5繰入金、項1繰入金で1,031万5,000円の増額。

款7町債、項1町債で4,820万円の増額となっております。

以上、歳入歳出7,380万3,000円の増額補正となっております。

次に、議案第3号 令和3年度河合町介護保険特別会計補正予算について、ご説明をいたします。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ4,383万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を19億4,866万8,000円とするものでございます。

それでは、順に歳出からご説明をいたします。10ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費では、財源振り替えとなっております。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目3 施設介護サービス給付費では、支出見込みに伴いまして5,000万円増額するものでございます。

款4 地域支援事業費、項2 包括的支援事業任意事業費、目6 在宅医療介護連携推進事業費では、支出見込額の確定に伴い481万9,000円減額するものでございます。

項3 介護予防生活支援サービス事業、目1 介護予防生活支援サービス事業では、支出見込額確定に伴い、通所介護費を134万4,000円減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。6ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 介護保険料で1,211万円の増額。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金で750万円の増額、同じく項2 国庫補助金で102万4,000円の増額。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金で1,313万7,000円の増額。

款6 県支出金、項1 県負担金で875万円の増額。

同じく項3 県補助金で109万6,000円の減額。

款7 繰入金、項1 一般会計繰入金で376万8,000円の増額。

同じく項2 基金繰入金で135万6,000円の減額となっております。

以上、歳入歳出4,383万7,000円の増額補正となっております。

続きまして、議案第4号から議案第11号までの8議案につきましては、令和4年度河合町一般会計並びに6特別会計、1企業会計の当初予算についてでございます。この議案につきましては、皆様に予算書及び予算に関する説明書並びに予算案の概要をお配りしておりますので、後ほどまたお読みいただくということで、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、議案第4号 令和4年度河合町一般会計予算についてでございます。

予算書の5ページ並びに予算案の概要の17ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を67億円ちょうど定めまして、前年度当初予算額と比較いたしまして2億1,800万円の増額、率では3.4%の増となっております。

第2条、債務負担行為につきましては、予算書12ページをお願いいたします。

地方自治法第214条の規定によりまして、後年度に債務を負担することのできる事項、期間及び限度額を定めておりまして、庁舎空調機リースにつきまして、表のとおり期間及び限度額を定めるものでございます。

第3条、地方債につきましては、予算書13ページをお願いいたします。

地方自治法第230条第1項の規定によりまして、起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めておりまして、表のとおり9事業、起債限度額2億5,800万円と定めるものでございます。

第4条、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。

第5条、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

それでは、令和4年度の主な事業につきましては、町長が先ほど施政方針でも述べられておりましたけれども、まず「河合愛AI構想」の着実な推進、まちづくり基本条例策定事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生等事業費、これは令和3年度の国の補正分を含みます。旧第三小学校利用活用事業、特産品開発事業、平成緊急内水対策事業、公園施設長寿命化計画策定業務、空き家解体補助金交付事業、オンライン英会話レッスン英語検定チャレンジ応援事業、プログラミング検討補助、学校図書館機能充実事業、ALT配置などとなっております。

続きまして、議案第5号 令和4年度河合町国民健康保険特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

予算書の269ページ並びに予算案の概要の75ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を20億1,400万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で1億8,500万円の減額、率で8.4%の減となっております。

第2条、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

続きまして、議案第6号 令和4年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

予算書の303ページ並びに予算案の概要の77ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を150万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして金額で100万円の減額、率で40%の減となっております。

続きまして、議案第7号 令和4年度河合町下水道事業特別会計予算についてでございます。

予算書の319ページ並びに予算の概要79ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を6億2,500万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして金額で1,000万円の増額、率で1.6%の増となっております。

第2条、地方債につきましては、予算書322ページをお願いいたします。

地方自治法第230条第1項の規定より起こすことができます地方債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めておりまして、表のとおり5事業起債限度額1億1,680万円と定めるものでございます。

議案第8号 令和4年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算についてでございます。

予算書の355ページ並びに予算案の概要の81ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を360万円と定め、前年度予算額と同額となっております。

議案第9号 令和4年度河合町介護保険特別会計予算についてでございます。

予算書の371ページ並びに予算案の概要の83ページをお願いいたします。

保険事業勘定につきましては、第1条、歳入歳出予算で予算の総額を19億7,600万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして金額で8,000万円、率で4.2%の増となっております。

第2条、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、保険事業勘定の歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

続きまして、議案第10号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算についてでございます。

予算書の411ページ並びに予算案の概要の97ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を4億7,100万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で7,000万円の増額、率で17.5%の増となっております。

続きまして、別冊で定めております議案第11号をご説明をいたします。別冊でございます。

令和4年度河合町水道事業会計予算についてでございます。

水道事業会計予算書1ページ並びに予算案の概要の99ページをお願いいたします。

第2条、業務の予定量は、予算書記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出予定額につきましては、収入額を5億5,090万8,000円と定め、前年度予算額と比較いたしまして金額で2,128万7,000円の減額、率で3.7%の減となっております。

また、支出額を5億3,340万3,000円と定め、前年度予算額と比較いたしまして金額で

1,001万9,000円の減額、率で1.8%の減となっております。

第4条、基本的収入及び支出の予定額につきましては、収入額を10億3,920万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして金額で4億2,300万円の増額、率で68.6%の増となっております。

また、支出額を10億3,831万1,000円と定めまして、前年度予算額と比較いたしまして金額で3億8,582万5,000円の増額、率では59.1%の増となっております。

第5条、債務負担行為につきましては、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めており、2つの事項につきまして、表のとおり期間及び限度額を定めるものでございます。

第6条、企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めておりまして、表のとおり2事業、起債限度額9億7,300万円と定めるものでございます。

第7条、一時借入金につきましては、限度額を3,000万円と定めるものでございます。

第8条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費4,121万5,000円と定めるものでございます。

第9条、棚卸資産の購入限度額につきましては、100万円と定めるものでございます。

次に、議案書つづりにお戻りいただきますでしょうか。

議案第12号 河合町森林環境基金条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源といたしまして、森林環境譲与税が創設され、当該譲与税について単年度で全額を活用しなかった場合は、後年度に繰り越すこととされているところでございます。そこで、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づきまして、適正に当該譲与税を管理し、森林の整備に関する施策の財源に充てるべく河合町森林環境基金を設置するため、本条例を制定するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和3年6月9日に公布されました育児休業、介護休業等育児又は家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律によりまして、有期雇用労働者が育児・介護休業を取得する際の要件が緩和されましたことに加え、



労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や個別の収支、意向確認の措置が義務づけられることとなったことを受けまして、本町で勤務する非常勤職員の育児・介護休業の取得要件を緩和するとともに、妊娠・出産等の申出をした職員に対する個別の周知、意向確認に関する規定を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第14号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、町長、副町長及び教育長の給与につきまして特例措置として減額する期間を令和4年度末まで延長するものでございます。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、昨年8月10日人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が閣議決定されましたことを受け、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、期末手当の支給月数を再任用職員以外の職員で1.275か月から1.2か月に、再任用職員で0.725か月から0.675か月に改正いたしまして、特例措置として令和3年12月昨年末に支給された期末手当の額に再任用職員以外の職員につきましては127.5分の15、再任用職員につきましては72.5分の10をそれぞれ乗じて得た額を調整額としまして、本年6月支給の期末手当から減額することとなります。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

議案第15号と同様に人事院勧告が閣議決定されましたことを受けまして、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、期末手当の支給月数を1.675か月から1.625か月に改正し、特例措置として令和3年12月昨年末に支給されました期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を調整額として本年6月支給の期末手当から減額するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第17号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましても、先ほど来ご説明申し上げます人事院勧告に鑑み、閣議決定されましたことを受け、河合町議会議員の職員の皆様方の報酬等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、期末手当の支給月数を1.675か月から1.625か月に改正いたしまして、特例措置として令和3年12月昨年末に支給されました期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を調整額として本年6月支給の期末手当から減額するものでございます。

なお、この条例も公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第18号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和6年度の県内保険税水準の統一に向けまして、平成30年度に策定いたしました保険税方針に沿って保険税率の改正を実施すること、また、少子化対策といたしまして、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国民健康保険制度において未就学児の均等割保険税を軽減するための所要の規定の整備を行うために条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第19号 河合町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてでございます。

先ほども町長が述べておられましたが、このことにつきましては、消防力の向上を目的に消防団員の定員数の見直しを行うとともに、サラリーマン等の団員が増加し、町外勤務や転勤、その他の諸事情により退団を余儀なくされるケースがあることに加え、若者の消防団離れが進む中で、団員の維持確保に努めるため、休職制度を創設し、さらに消防団員の処遇等を改善し、報酬等の見直しを実施するために条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

議案第20号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和2年6月5日に公布されました年金制度の機能強化のための国民年金法の一部を改正する法律により、消防団員等公務災害保障と責任共済等に関する法律が改正されることに伴いまして、損害補償を受ける権利の譲渡し等の例外に関する規定を削除するために条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第21号 奈良県広域消防組合規約の変更についてでございます。

このことにつきましては、奈良県広域消防組合の組合議員の選出機会の均衡を図るため、

組合議員の構成及び定数を見直すとともに、消防行政へのご理解を深めていただくための議員任期の見直しを行うために規約の一部を変更する必要が生じました。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するに当たりまして、同法第290条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

変更後の規約は、令和4年7月1日から施行するものとして、ただし、附則第3項の規定につきましては、奈良県知事の許可のあった日から施行するものとさせていただきます。

続きまして、議案第22号 河合町道路線の認定についてでございます。

このことにつきましては、当街路線は都市計画に基づく開発行為により設置された後、本町に移管された道路でございまして、道路法第8条第1項の規定に基づく河合町道路線に認定するため、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第23号 河合町道路線の認定についてでございます。

このことにつきましては、当該路線は地方道天理・王寺線として昭和44年9月から供用が開始されておりますが、河合町と川西町を結ぶ都市計画道路天理・王寺線の一部が令和2年3月に供用開始されたことに伴いまして、本町に移管された道路であり、道路法第8条第1項の規定に基づく河合町道路線に認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次からは承認案件でございます。

コロナ対策等緊急に対応する必要があり、専決処分いたしましたものもしくは緊急の事故によりまして、やもなく専決処分させていただきましたものを承認させていただくことで補正予算を計上するものでございます。

令和3年度河合町一般会計補正予算（第9号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和3年12月21日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分いたしました令和3年度河合町一般会計補正予算（第9号）について、若干ご説明をいたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億110万円を追加し、歳入歳出予算総額を75億6,431万2,000円としたものでございます。

この補正は、国の子育て世帯に対する臨時特別給付費に要する費用を増額したものでございます。

8ページ以降、歳入歳出にそれぞれ1億110万円増額を記載してございます。

以上、歳入歳出1億110万円の増額補正となっております。

次に、承認第2号 令和3年度河合町一般会計補正予算（第10号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年1月5日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分いたしました令和3年度河合町一般会計予算（第10号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算額に2億5,756万円を追加するものでございます。

これにつきましては、国の補助金を受けまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の必要性が生じまして、それぞれ2億5,756万円を増額したものでございます。

以上、歳入歳出2億5,756万円の増額補正となっております。

続きまして、承認第3号 令和3年度河合町一般会計補正予算（第11号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年1月20日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分いたしました令和3年度河合町一般会計補正予算（第11号）につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,607万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を78億4,794万5,000円としたものでございます。

今回の補正につきましては、承認第1号で説明をさせていただきました子育て世帯に対する臨時給付金に伴いまして、所得制限超過世帯に対して町単独事業として給付するものでございます。

なお、この事業財源としましては、地方創生臨時交付金で2,607万3,000円増額していただくことになっております。

以上、歳入歳出2,607万3,000円の増額補正となっております。

最後に、承認第4号 令和3年度河合町一般会計補正予算につきましては、ご説明を申し上げます。

これにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年1月28日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

この専決処分いたしましたものは、清掃工場の焼却施設の改善整備による運転停止等に伴いまして、町内でのごみ処理に要する費用を増額したものでございます。機械が急遽故障しましたため、町外にごみ搬出が必要となったため、急遽補正させていただいたものでございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目2 財政調整基金費では、歳入歳出予算総額を同額にするため、財源調整として3,645万円財政基金から減額をいたしまして、款4 衛生費、項2 清掃費、目2 塵芥処理費でごみ処理に要する費用として手数料、委託料及び負担金で3,645万円増額するものでございます。

以上、早口で非常に聞き取りにくかったと思いますが、上程させていただきました27案件の概要の説明とさせていただきます。

長時間おつき合いいただきましてありがとうございます。ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（梅野美智代） 暫時休憩します。

再開は11時35分からとします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

○議長（梅野美智代） 再開します。

---

#### ◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第1、議案第20号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより議案第20号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（梅野美智代） 全員であります。

よって、議案第20号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、可決されました。

---

### ◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河合町一般会計補正予算）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これにつきましては、12月議会での定例会での補正予算との関係がありますので、ちょっと支給対象について確認も含めて質問したいと思います。

12月の定例会で臨時特別給付金5万円分の補正予算で扶助費として8,630万円を議決しました。この専決承認案件の補正予算は、12月で議決した所得制限ありの対象者にさらに5万円を支給する補正予算と理解しております。そういう点でいえば追加扶助費が1億100万円となっておりますが、総額は本来さきに決定された補正額と同じなのではないかと思われましたが、その点では対象者等どうなったのか、最終的にその内容を質問したいと思います。

○福祉部次長（小山寿子） 議長。

○議長（梅野美智代） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 所得制限のかからない方が当初計算していたより多かったこと、12月補正のときの時点で児童手当人数からの概算なので、公務員世帯の人数や高校生世帯の所得概算が不足しておりました。事業が進むうちに金額に近いものが出てきておまして、高校生、公務員世帯などは申請などで正確なデータの把握が難しく、今回追加で今回に合わせて増額させていただきました。県のほうにも確認させていただきましたが、零歳から15歳までの額が一旦年内に支払われて高校生と公務員分は後日となるということで、今回は前回

12月補正で足りなかった部分を追加させていただいたので、12月分の倍額にはなっておりません。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では最終何名の方に支給したということになりますか。

○福祉部次長（小山寿子） 議長。

○議長（梅野美智代） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 現在対象1,873名といたしまして、今のところ2月28日に最終振り込んでおりますが、1,869名の方に振り込んでおります。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより承認第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河合町一般会計補正予算）は、承認することに決定いたします。

---

#### ◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河合町一般会計補正予算）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 質問します。

住民税非課税世帯への1世帯当たり10万円の臨時特別給付金ですが、1月5日付の諸事連絡事項では、概算で2,340世帯、家計急変240世帯含むとなっておりますの給付として給付総額は2億3,400万円、同じく福祉政策課からの2月16日付の諸事連絡事項によると、給付の案内文書の発送件数は1,887世帯と報告をいただいておりますが、この世帯数の差450世帯はその後どうなっておるのでしょうか。

次の質問、ページ7と9の臨時特別給付金給付事務経費総額2,356万円の内容についてお尋ねします。

システム改修費等960万円となっておりますが、隣の広陵町の補正予算では約550万円です。河合町の場合は何か特別な業務委託をしているのでしょうか。

また、役務費ですが、河合町は郵送代75万円、広陵町では49万円、振込手数料、河合町は97万2,000円、広陵町では35万円となっております。河合町は2,340世帯で、広陵町の予定給付世帯は2,925世帯となっており、河合町のほうが少ないのに役務費がなぜ多いのか教えてください。算定根拠をお示してください。

また、同じくページ9の報酬、職員手当等と共済費についてお尋ねします。

この臨時給付事業で雇用する会計年度任用職員の雇用契約期間はいつからいつまでですか。何か月契約されるのでしょうか。また、期末手当は6月支給手当だけなのでしょうか。その点も教えてください。

次に、河合町の場合、ケースは今回管理職員特別勤務手当72万円が予算措置としていますが、広陵町ではそういった内容の手当はありませんが、どのような基準から特別勤務手当が設けているのですか、教えてください。ちなみに広陵町の事務経費の予算総額は912万円です。河合町は事務費補助金として2,356万円となっております。この差異について詳しくご説明ください。よろしく申し上げます。

○福祉政策課長（浦 達三） 議長。

○議長（梅野美智代） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） すみません、今の質問についてお答えさせていただきます。

まず、1月の5日時点で対象者ということで2,340件という形でさせていただいたんですけども、実際2月17日に送付した時点で1,887件という対象者になっております。450件ほど差は出ておりますが、あくまでも予算を作る段階の中で概算という形で、少し多めに見込



みさせていただいております。実際のところ2,340件のうちの内訳としましては、非課税世帯が2,100、そして家計急変世帯ということで240世帯、これは国の指示に従ってある程度の概算で出すようにという指示がありましたので、その辺で450何世帯ほど現時点では差が出ているという結果になっております。

それと広陵町のお話が出たんですけれども、ちょっと広陵町ともいろいろなお話しさせていただいております。広陵町のその予算なんですけれども、実際のところあくまでも12月の通達が出た時点での概算ということで、急遽こちらのほう河合町としましても数字のほう出させていただいております。実際広陵町のほうも数字出しているんですけれども、足りないというような話も聞いております。うちの概算につきましてもこれも先ほどおっしゃっていたシステム改修なんですけれども、これもあくまでも概算で大体960万円程度かかるというところを出しておりますので、実際にはこれまた金額の実際700万円程度下がっているんですけれども、そういったところもありまして、広陵町さんがどういった基準で組まれているかというのはちょっとこちら分からない部分あるんですけれども、そういったところでの差は出ております。

それとあと、役務費の振込手数料ですね、これにつきましても、広陵町さんもどういった基準で組まれたか分からないんですけれども、河合町としましては、以前定額給付金の支払いがありましたので、それを参考に予算のほう作らせていただいております。銀行振込につきましては、1件330円という形で掛ける2,340件という形での概算で作らせていただいております。また、振込みできなかった分につきましては、組戻し手数料というのにもかかりますので、それが大体1件1,100円という形で考えて作成させていただいております。

それと郵送費のほうにつきましても、河合町の場合は前は定額給付金の場合は確定通知というのは送っていなかった部分がありましたので、今回はきちっといついつに振り込みますよという形での確定通知を送るということで、2,340件をまず初めの発送料、それから本人さんから返していただく返送料、そして確定通知を送るということで2,340件掛ける3回、それに対してあと94円という形での計算をさせていただいております。

それとあと契約期間なんですけれども、この事業につきましては、令和4年12月までの事業期間となっておりますので、12カ月という形で計算させていただいております。

それと会計年度の賞与につきましても、一応6月と12月という形での2回の賞与というふうに計算しております。

あと管理職手当につきましても、こちら一応管理職につきましては土曜と日曜出勤した

場合につきましては、管理職手当が出るということで、これも概算のほうで計算させていただいておりますので、そういった形での数字となっております。

以上です。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら今長谷川議員言われた管理職員特別勤務手当、これ管理職といっても課長補佐、課長、部長いろいろあると思うんですけども、こういった役職の方なのか、それと特別勤務手当これ2人で72万円ということで1人当たり36万円、これなんか条例か規則に基づいてこの金額が出ているんですか。ちょっとあまりにして多いかなと思うので、お答えください。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） すみません、あくまでも概算払いということで一応この計算につきましては、土日勤務ということで、月4回程度を12月という形で、2人分という形で計算させていただいて72万円という計算になっております。

それと役職につきましては、課長級主幹という形でのこの2名の分で計算させていただいております。条例に基づいてさせていただいています。

以上です。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の今現在申請を受け付けている状況かと思うんですが、非課税の方以外で家計急変という方も対象になっていますが、現状のところそういう申請というのは上がってきている状況でしょうか。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 家計急変につきましても、広報等で案内させていただいております。1件だけちょっとご相談がありましたので、その申請がありました。今後もこの事業につきまして続きますので、またこういった相談があるかと思えます。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では先ほどのでいくと職員の関係も今年度中卒を持っているということでしたが、そういう点ではぜひ住民の方々に周知しながら必要な人について申請を受けれるようにしていただきたいと思います。その辺をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○福祉政策課長（浦 達三） 議長。

○議長（梅野美智代） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） なるべく多くの方に受給していただけますように広報、ホームページ等を通じながらこちらからアナウンスしていきたいと思ひます。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） まず、今回広報かわいでもこういった3月号で今インフォメーション出ているんですけども、今回この給付の規定は基準日は12月10日となっております、振込みは3月10日からと報告いただいています。基準日以降に例えば私もお耳にするんですけども、知人、友人から基準日以降に離婚されたひとり親家庭の児童に対する給付はどのようにされるのか、ちょっとその点教えていただきたいんですが。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 基準日以降の世帯の変更についてなんですけれども、基本的には12月10日現在ではみると、今おっしゃっているように離婚された場合につきましても、あくまでも12月10日現在でみると、そういった方で家計が急変すると、コロナの影響で家計が急変するということでありましたら、その非課税世帯ではなくて家計急変世帯のほうでまた申請していただいて内容を審査させていただくという手続になるかと思ひれます。

以上です。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

これより承認第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(梅野美智代) 全員であります。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度河合町一般会計補正予算)は、承認することに決定いたします。

---

#### ◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長(梅野美智代) 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度河合町一般会計補正予算)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番(坂本博道) 議長。

○議長(梅野美智代) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 今回の分は、臨時特別給付金の所得制限対象者への上乗せ給付であるというふうに理解しております。申請主義になっておりますから、最終的には先ほどの12月に支給した以外の方々含めて18歳以下全員に支給できるような仕組みとしてはなっているのでしょうかということと財源につきましては、これにつきましては令和3年度の国の補正予算の地方創生臨時交付金枠というふうに理解しておりますが、そもそもがこの補正予算の地方創生臨時給付金の額について河合町の枠は幾らになっているのでしょうか。

○福祉部次長(小山寿子) 議長。

○議長(梅野美智代) 小山次長。

○福祉部次長(小山寿子) さきの質問ですが、さきの10万円支給された方たちの人数をゼロから18歳の人口から差し引いた人数として計算させていただいております。ですので、それ以外の方には、児童手当を町のほうから支給されている児童手当を支給されていない特例給

付の受給者が対象となりますので、その方たちにはご案内のほう差し上げておりますし、それ以外の方にも周知のほうはさせていただいております。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（梅野美智代） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） この財源でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金令和3年度国補正分でございます。この総額は1億292万1,000円でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 全体としてはその補正予算の一部を使うということで、今回その残りについては令和4年度予算に繰り越されているというふうに理解はしますが、しかし、改めて専決処分というのはなるべくしないようにということできていると思っておりますので、そういう点ではこの補正の2及び3のような状況というのは、1月入ってからでの補正ということもありましたし、そういう点ではその後のコロナの感染状況がやはり非常に大変でしたから、そういう点で臨時交付金の使い道も含めてで本来やはり臨時議会開いてやるべきではなかったかなと思っております。そういう点で、広陵町とか上牧町のほうでは臨時議会開いてやったりしておりますので、そういう点では住民に周知することも含めての関係でそういう方法とれなかった理由というのはちょっと改めてその緊急性については説明していただきたいと思えます。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（梅野美智代） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 今回専決という形でさせていただきました。その理由といたしましては、臨時議会を開催させていただくいとまがなかったというところの部分で今回専決という形をさせていただいております。今後期間という形で開く期間がありましたら、またその辺については今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより承認第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河合町一般会計補正予算）は、承認することに決定いたします。

---

#### ◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河合町一般会計補正予算）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） では、承認第4号について質問いたします。

河合町清掃工場の可燃ごみ処理施設焼却炉の故障のためによる他市町と民間処理業者への可燃ごみ焼却委託に係る費用と理解しております。

そこで、次の点質問いたします。

まず1番目、焼却炉の故障発生の日時、焼却炉2基ありますが、各炉どのような箇所が故障したのか、詳しくご説明ください。

次に、現在までに焼却施設、焼却炉の改修は完了しておりますか。また、まだでしたらいつ完了する予定か明らかにしてください。

次に、3番目、外部焼却委託する可燃ごみの予定トン数、天理市と平群町、それと民間業者への委託するトン数の見積りが出ておるんでしたらご説明ください。

次に、4番目、今回塵芥処理経費3,645万円の内訳を見ますと、単にごみの処理外部委託に係る費用だけです。なぜ焼却炉並びに関連機器の改修費用は計上されていないのかご説明ください。

5番目、焼却の外部委託について、天理市ごみ処理手数料500万円、平群町が170万円となっております。三重県への業者への委託手数料はないのでしょうか。

そのほかとして可燃ごみ運搬処理2,250万円、草木運搬処理500万円、可燃ごみ積み込み作業250万円となっているが、運搬処理費2,250万円は、天理市と平群町への焼却施設までの運搬費用ですか、ご説明ください。

今回のような突発事故の場合、常識的には令和3年度予算予備費2,500万円から経費を充当すると考えますが、予備費から焼却炉の修理費用などは充当しているのでしょうか。この件についても説明ください。

次の質問ですが、款衛生費、項清掃費、目塵芥処理費は、令和3年度当初予算3億704万8,000円、今回の3,645万円を加算して3億4,349万8,000円となります。次に、議案第1号で今示されている塵芥処理費1,861万3,000円と清掃工場整備費1,704万2,000円の減額となっているんですが、この修理しているのならばなぜ減額になっているのかもこの点についても詳しくご説明ください。よろしく申し上げます。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（梅野美智代） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） お答えのほうさせていただきます。

まず、その清掃工場焼却炉の経緯でございます。焼却炉いいますと1号炉、2号炉と2か所ございまして、まず今回起因いたしますのが清掃工場の2号炉であったと、こちらが昨年12月中旬よりその辺の法定温度に達しないと、焼却温度が、そういった事象が確認されたということで、停止のほうさせていただいたということでございます。

それとその1号炉に関しましても、誘引送風機という設備機器がございまして、こちらも劣化故障等によりましてこちらのほうはそれから約2か月前ぐらいになりますが、停止のほうさせていただいておったという事態でございます。

それと、現在緊急対策ということで整備工事のほうをさせていただいておるわけですが、完了予定は3月末といった形を予定しておるところでございます。

続きまして、町外へのごみ処理トン数のほうでございます。積算しておりますのが天理市が総量で78トン、平群町のほうが総量で27トンという形で計上しております。

先ほどの改修工事でございます。こちらに関しましては、令和3年度現年予算での対応ということでございますので、こちらのほうには計上されてございません。

運搬費用のほうでございますが、こちらに関しましては、民間業者への運搬といった形で

ございます。天理市、平群町ともでございますが、こちらは焼却処分費用の手数料といった形の計上でございます。

改修費用は予備費からというお話でございますが、先ほど申し上げましたように令和3年度現年予算で対応させていただいておるということでございますので、そういった状況でございます。

第1号議案の関係でございます。こちらにも補正予算ということで減額のほうはさせていただいておるわけでございます。その中身でございますが、塵芥処理諸経費こちらに関しまして、一部事務組合の負担金こちらが額確定されました分及び清掃工場の整備費ということで、建設事業費のほうは1,704万2,000円といった減額させていただいております。こちら減額の原因でございますが、緊急整備工事こちらを実施するに当たりまして、通常の維持整備工事分ですね、こちらのほう精査させていただきました。来年度に延伸できないかといった検討のほうさせていただいた結果で1,700万円減額といった形でございます。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ちょっと確認します。今回ごみ処理の外部委託は、天理市と平群町と民間業者、これは伊賀上野市にある民間業者へのトン数は分かりますか。

それと民間業者今回は可燃ごみの処理については特別のケースになりますので、その焼却手数料並びに委託料は発生しないのですか。

それと塵芥処理費、当初予算3億704万8,000円組んでおられまして、これの中で全部機械の修理とか賄えるということで解釈してよろしいんでしょうか。それだけちょっともう一度教えていただきたいですけれども、修理代。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（梅野美智代） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） 民間業者こちらへの処理トン数のほうでございます。まずその可燃ごみでございますが、540トン積算しております。草木の運搬、これ単位変わりますが、立米当たり6,875円ということで、600立米計上させていただいております。

それと塵芥処理費は先ほど申し上げました現年予算対応ということでございますので、修理費のほうでさせていただいていると、そういった形でご理解いただきたいと思っております。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。



○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） こちらの専決処分の提出者は町長の名前になっておりますので、町長にお伺いいたします。

今回この事案に関しまして1月28日に専決処分されたということなんですけれども、我々議会議員のほうでこの状況のほう説明を伺ったのは1か月後になりました。この状況の中で担当部長さんのほうがおわびという形で申し訳ございませんと頭を下げてご説明いただいております。緊急性を伴った形で実際に行われた非常に老朽化された施設を何とか動かそうと、またその状態がだめになったと、そこに対しての物すごいご尽力があったというのは理解できております。

しかしながら、公式な形として会議録がとれる形として、町長と我々議会議員がお会いした機会が二度ほどございます。1回目は議会運営委員会、それと本日のこの本会議でございます。それと初日の議会もあります。先週の金曜日ですね。そういった際に関してこの処分を行った最終的な責任者としては町長に当たりますので、その町長としてのこの今回の処置についてのお言葉というのが全く聞かれなかったんです。

改めてお伺いしたいんですけれども、この今回のこの専決処分、町長としまして適切な処置だと思いませんか。それをお伺いしたいんです。よろしくをお願いします。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 12月ぐらいからちょっとこのいろいろなトラブルにつきましては担当課というか、担当部のほうからちょっと報告受けていまして、こちらのほうから何とか改善できるような指示も出しておりましたけれども、なかなか改善はうまくいきにくいということもありまして、それでこちらのほうでというか、この現状を少しでも改善しておかないといろいろな直接は私は向こうまで行く機会なかったんですが、ちゃんと写真とかそういうことで状況もお示しというか、していただきまして、そのような確認しております。とにかくこれを何とか消化していかないと、正月前もかなりいろいろな面で工場がものすごいごみでいっぱいになっておりましたので、そういう状況を踏まえまして、私のほうでこういう形というか、専決させていただきました。そういうことでちょっとご理解いただけたらなと思っております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 町長として今のお言葉お伺いしまして、はい、分かりました。しかしながら、これ最終的な専決処分の責任者というのは町長に当たるわけです。先月先週ですか、先々週ですか、担当部長のほうから頭下げて申し訳ございませんでしたと、連絡遅くなりましたとお言葉いただいておりますが、本来であればこれは最終責任者である町長がすべきことではないのかなと私は思います。

こういった形で私としてお話しするのは非常に心もとないといえますか、気持ちがこの状況を考えますと非常にしんどいところがあるんですけども、しかしながら事務処理の仕方として我々は確定された数字ですとか、予算として想定される数字、そういったものを管理する、見させていただくということだけではなくて、キャッシュフロー、お金の流れというものもしっかりと我々は把握しつつ審議に臨みまして採決をさせていただきたい、それが我々の役割だと思うんです。

しかしながら、後になってこういう処理していますという形だと我々議会議員の行うべきところがなくなっていくんです。これはある議員さんは議会軽視だという形になると思いますけれども、私としてもこれ言わざるを得ない、はっきり言いましてこの処置については非常にちょっと間違っただけのやり方をしたのではないかなと思います。それに関して改めて町長、お答えいただけますでしょうか。どのように考えますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今議員ちよっとご指摘ありましたように、本当に議員の先生方にいうか、細かいところとか、先々にいうか、ご報告なり、それから今の動きについて知っていただくことは本当にそういう部分では少し私自身のちよっと配慮がなかったなと思っております。この場でちよっとそういう部分に関しましては、おわび申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅野美智代） ほかに。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ちよっとお話し戻りますんですけども、一つ吸入する機械で排出する機械、その片方が人間の体で言ったら片肺になっているという説明を聞いております。一つつぶれると非常にびっくりするぐらい数千万ということで高いです。だからもう寝ていても起きて

いてもごみは出ます。止めるわけにはいきません。それはもう理解している上でもう一度聞きたいんですけれども、車でもそうですけれども、考え方が2種類あると思うんです。維持管理していくのに物いつかつぶれるものなんですけれども、うち河合町はもう古いからつぶれるまでいこうと、つぶれたら修理しよう、それか定期的に大きくならんようにまめにお金を費やして行って点検をしていく、車でいうのであれば6カ月点検とかそういうふうなことをやっていく、それともさきに言いましたつぶれるまで動かそうかということでどちらのことを考えてこれやっているのかなと思ひまして、それを教えていただきたい。

それと今回起こったことは事故かも分かりませんが、後の言いました定期的な点検をやっているにもかかわらず起こったことなんだということであれば、ちょっと根本的に考え方を改めて、クボタさんにある意味お金払って管理をやってもらおうとか、御所クリーンセンター、葛城クリーンセンター、私工事も携わりました。北九州の立派な会社が建設やっております。そういうところにはそういうアドバイスをする部門もございます。そういうところをやはり民間の知恵もかりて、うちだけではもう限界があるんちゃうかなと私は感じているんですけれども、その辺ちょっと漠然とした質問で申し訳ないですけれども、お答えできないか聞かせてもらえませんか。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（梅野美智代） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） 河合町の清掃工場でございます。こちらは昭和52年の操業開始以来44年余り経過しておる施設でございます。かねてより施設の維持保全、こちらに関しましては定期的に努めてまいったところでございます。ただその反面経年劣化というのは否めない状況も現実でございます。例えば一つの設備こちら故障しまして修理したらまた隣の設備という、構造的にちょっと複雑な構造になってございますので、そちらのほうの飛び火的な補修が対応必要だといった事象も考えられるところでございます。

議員ご提案の全体的に総括的にそういう施設管理、そちらのほう委託してはどうかといったお話でございます。そちらのほうといたしましても、管理運営という状況、いろいろな形であと3年余りの施設稼働になろうかとは思いますが、やはりそこまでに今回のような事象が発生したらとんでもないことになる、そうしたことを肝に銘じながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 先ほどの長谷川議員が質問されていたのをちょっとまだ分かってないと思うんですが、伊賀市の民間業者への処理をお願いしている分についての費用というのは幾らになってどこに表れているかということについて聞きたい、確認したいと思います。伊賀市の環境保全負担金というのは市に払っている分やと思うんですが、ちょっとそれについて説明願えたらと思います。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（梅野美智代） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） おっしゃいますように伊賀市の環境保全負担金と言いますのがこちらの民間の処分業者、こちらが在しております場所、伊賀市でございます。こちらに関しては協定の下、金額にいたしましてトン当たり1,000円といった形でお支払いする形になっております。運搬処理、可燃ごみの運搬と草木の運搬処分とこちらのほうが民間業者、こちらへの処分といった形でございます。

以上でございます。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより承認第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河合町一般会計補正予算）は、承認することに決定いたします。

◎議案第1号から議案第3号、議案第12号から議案第19号、議案第

21号から議案第23号の委員会付託

○議長（梅野美智代） 日程第6、議案第1号、日程第7、議案第2号、日程第8、議案第3号、日程第9、議案第12号、日程第10、議案第13号、日程第11、議案第14号、日程第12、議案第15号、日程第13、議案第16号、日程第14、議案第17号、日程第15、議案第18号、日程第16、議案第19号、日程第17、議案第21号、日程第18、議案第22号、日程第19、議案第23号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。報告いたします。

議案第1号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第21号を総務常任委員会に付託いたします。

議案第3号、議案第18号を厚生常任委員会に付託いたします。

議案第2号、議案第12号、議案第22号、議案第23号を経済建設常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第4号から議案第11号の委員会付託

○議長（梅野美智代） 日程第20、議案第4号、日程第21、議案第5号、日程第22、議案第6号、日程第23、議案第7号、日程第24、議案第8号、日程第25、議案第9号、日程第26、議案第10号、日程第27、議案第11号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。報告いたします。

特別委員会を設置いたします。

委員会の名称は、予算審査特別委員会といたします。

ただいま設置しました委員会の委員数及び委員の選任については、どのようにしたらよろしいかお伺いいたします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

議案第4号から第11号までの審議は、議長を除く全議員で構成される予算審査特別委員会に付託いたします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時25分

再開 午後 0時28分

○議長(梅野美智代) 再開いたします。

互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員長には、坂本博道議員、同副委員長には大西孝幸議員が選任されました。

---

### ◎散会の宣告

○議長(梅野美智代) 以上をもって本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 0時30分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 梅 野 美智代

署 名 議 員 大 西 孝 幸

署 名 議 員 馬 場 千恵子